

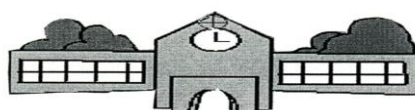


あ ら ま し

—放課後の「居場所」づくり・「仲間」づくりと子育て支援をみんなで進めます—

大阪市では、市立小学校において、放課後・土曜日・長期休業日などに児童の健全な育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習等を内容とする「児童いきいき放課後事業」(愛称「いきいき」)を実施しています。

1 運営主体



「いきいき」は、大阪市から運営・管理委託を受けた団体が、各小学校に設置されている「いきいき」運営委員会と連携して、学校や地域の実態に合わせて運営しています。

「いきいき」運営委員会は、大阪市から運営・管理委託を受けた団体、「いきいき」指導員、学校代表、地域の団体及び保護者の団体より推薦された方々により構成されています。

2 参加の対象となる児童

当該校区に居住する小学校1～6年生で、参加を希望する児童。

利用定員はございませんので、希望される児童は全員参加できます。

また、例年3月に、就学前のこどもの体験参加を実施しています(後述『12 体験参加について』参照)。

3 活動期間

4月1日から翌年3月31日まで。ただし新1年生で入学式以前に参加希望される方は、各「いきいき」までご連絡ください。6年生は卒業式以降、令和7年3月31日(月)まで参加できます。

4 活動日・活動時間及び活動休止日

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1)月曜日～金曜日 | 授業終了後(原則 午後2時30分)～午後6時 |
| (2)始業式・終業式等 | 午前11時～午後6時 |
| (3)土曜日・夏休みなどの長期休業日 | 午前8時30分～午後6時 |

※活動休止日・・・日曜日、祝日、お盆休み(原則8月11日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)、学校施設の工事や停電などにより安全に活動できない日、地域の特性・実情に応じて運営委員会が決定した休止日など。

また、台風や災害、感染症対策などにより、学校が臨時休校となった場合は、いきいきも活動休止となります。

5 活動場所

「いきいき」活動室を中心に、運動場・体育館・図書室等も活用します。

6 参加料

参加料は無料です。ただし、児童の安全管理にかかる経費として一人あたり年間500円を登録申込時にいただきます。

また、特別活動などで実費をご負担いただく場合もあります。

7 登録申込方法

通われている（通う予定の）小学校の「いきいき」活動室へお問い合わせのうえ、申し込んでください。

8 指導員

「元校長、元教員、元保育士等による指導員」と「地域の方々などによる指導員」が2名以上で指導を行います。

9 活動の内容（例）

◎宿題、読書等の自主学習 ◎おもいきり体を動かす遊び ◎物を創る・作る遊び
◎劇を演じる・自然を研究する ◎ゲームに挑戦する ◎鑑賞する・生き物を育てる
◎なぞなぞ大会 ◎季節を彩る壁面掲示 ◎昔からの遊び（屋内外）など
◎長期休業日などには、史跡の見学や野外活動等、学校外での「特別活動」も実施します。



10 参加にあたって保護者の皆様へのお願い

（1）安全について

- ① 児童の参加日や参加時間をよく把握しておいてください。
- ② 登下校時の児童の安全確保や交通事故防止などについては細心の注意をお願いします。
- ③ 参加予定日に学校へ登校した児童が、「いきいき」の活動に参加しないで帰宅することになった場合などは、指導員までご連絡ください。

(2) 持参物について

- ① 活動に必要な材料などは持参させてください。
- ② 自分で学習したい内容や、遊びに必要なものなどは、指導員の了解を得たうえで持参させてください。

(3) 昼食などについて

- ① 昼食及び飲み物
土曜日、長期休業日など学校給食のない日は、昼食と飲み物を持参させてください。
- ② おやつ
平日は、原則としておやつの持参を認めていません。
時間延長校、土曜日、長期休業日のおやつの持参については、各運営委員会で決定します。ただし、おやつを持参させる場合は、指導員の指定する時間、場所で食べることとします。

(4) その他

活動内容や送迎など気がかりな点、ご心配な点がありましたら、ご遠慮なく指導員までご相談ください。医療的ケアを含め支援を必要とする児童や帰国・来日した児童などが参加するにあたって、ご質問やご要望がありましたら、児童いきいき放課後事業運営・管理団体（※）までご連絡ください。（※後述『15 問い合わせ先・連絡先』参照）

11 「児童いきいき放課後事業災害補償制度」について

「いきいき」で、児童がケガ、特定疾病を被った場合、また誤って物品を破損した場合などに、児童いきいき放課後事業災害補償制度により補償が行われます。（当補償制度では、医療費の実費ではなく、ケガや特定疾病による入院や通院について、1日につき一定額の補償金をお支払いします。）

補償対象となる事故（ケガや特定疾病）の範囲

(1) 「いきいき」での活動中

(2) 「いきいき」に参加するための通常経路の往復中

ただし、(1)(2)とも学校管理下での事故は補償対象外です。

※詳細は別添「児童いきいき放課後事業災害補償制度のしおり」をご参照ください。

12 体験参加について

4月から参加を希望される就学前のこどもを対象に、「いきいき」の雰囲気と内容を知っていただくため、体験参加を実施します。

3月に実施予定で、その日時・日数・時間は、各「いきいき」運営委員会で決定しますので、「体験参加のご案内」をご参照ください。

その他お問い合わせは、各「いきいき」活動室にお尋ねください。

13 地域との交流活動の取り組み

「いきいき」では、活動をより充実させていくために、PTA・地域の方々のご支援、ご協力をいただき、次のような地域との交流活動に取り組んでいます。

- (1) 特技をもった人に、指導していただく。
- (2) 地域の方とグラウンドゴルフなどをしたり、昔話などを聞いたりする。
- (3) 子ども会、女性会、PTA、生涯学習ルーム等といっしょに行事をする。

14 活動時間延長について

各小学校の「いきいき」において、一定人数以上の利用希望者がある場合、活動時間延長を実施します。詳細は「各運営・管理団体」までお問い合わせください。

事業主体 大阪市

「いきいき」については、大阪市ホームページでもご覧いただけます。

大阪市 いきいき

検索

